

監発第62号
令和2年2月28日

酒田市長 丸山至様

酒田市監査委員 加藤 裕



酒田市監査委員 高橋千代夫



定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、次のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知くださるようお願いします。

記

1 監査対象課及び監査期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
総務部 市長公室	12月31日	1月22日～ 2月27日	2月17日
総務部 総務課	12月31日	1月22日～ 2月27日	2月18日
総務部 行政経営課	12月31日	1月22日～ 2月27日	2月7日
総務部 人事課	12月31日	1月22日～ 2月27日	2月6日
総務部 財政課	12月31日	1月22日～ 2月27日	2月19日
総務部 危機管理課	12月31日	1月22日～ 2月27日	2月7日
総務部 税務課	10月31日	11月19日～ 2月27日	12月5日
総務部 納税課	12月31日	1月22日～ 2月27日	2月18日
総務部 契約検査課	12月31日	1月22日～ 2月27日	2月17日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は下表のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

監査対象課	監査結果
総務部 総務課	<p>指摘事項</p> <p>市有財産の土地貸付料について、賃借人が平成28年度に死亡し、相続人も相続財産を放棄しており、請求すべき相手方が不存在であるにもかかわらず、平成29年度以降も死亡人名義の土地貸付料に対して、調定を起票しているものがあった。調定とは、歳入の調定を行う権限のある者が、その内容を調査し、収入すべき金額を決定する行為であり、収入発生の基礎を明らかにする行為とされている。しかし、既に賃借人は死亡し、相続人も相続財産を放棄したことにより、本市の収入に対する請求権は発生していないと思われる。したがって、納入義務者が不存在のまま、収入すべき金額を決定する行為である調定することはできない。</p> <p>市有財産の貸付については、今後も相続人が不存在となる事案が出てくる可能性が高いことから、職員の公有財産や債権管理のスキル向上を図るとともに、貸付財産に係る管理マニュアルの整備など、適切な対策を図ること。</p>